〈団体〉

# 「みえこどもの城」利用料金免除について

（１）みえこどもの城の利用にかかわって、下記に該当する場合は、利用料金を免除します

①身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた**身体障害者手帳**を所持する者

②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた**精神障害者保健福祉手帳**を所持する者

③知的障がい者で公的機関が発行する**療育手帳**またはそれに代わる証明書を所持する者

④教育課程に基づく教育活動として、県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲・聾・特別支援学校の幼児・児童・生徒を引率して入館する当該学校の教職員

⑤県内の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設の児童を引率して入館する当該施設の職員

⑥施設行事の一環として、こども療育センター、児童発達支援センター、放課後等デイサービス等の障害児通所支援を行う事業所の児童を引率して入館する当該施設職員

⑦前各号に該当する者のうち、介護を要する者の介護者（対象者1人につき1人）

（２）利用料金免除の対象となるコーナーやイベント

●ドーム映画　●プラネタリウム　●遊具コーナー　●クライミング　●特別展（イベントホール※ただし景品付は有料）

※工作等の材料代は対象となりません

（３）申請方法

下記の「利用料金免除申請書」に必要事項を記入し、理事長の承認をうける

※事前に申請する場合は、利用日を調整のうえ、「利用料金免除申請書」を提出し、理事長の承認をうける

（４）その他

（１）の①②③に該当する方は、「**手帳**」またはその写しを提示してください

## 利用料金免除申請書

利用料金免除を申請いたします

**団体名：**　　代表者名：

| | | 利用人数　（免除理由 ※上記（１）①～⑦を記入） | 備考 |
|---|---|---|---|
| 免除者数 | 大　人 | 人（　　） | |
| | 児童生徒等 | 人（　　） | |
| | 幼児（3歳～） | 人（　　） | |
| | 3歳未満 | 人（　　） | |
| | 合　計 | 人 | |

利用料金の免除を承認します　　年　　月　　日　公益財団法人三重こどもわかもの育成財団理事長